

2026年度 電気通信大学基金による海外への学生派遣助成事業 募集要項

2026年度電気通信大学基金による海外への学生派遣助成事業（以下、本事業）について、以下のとおり実施します。

本事業は、寄附者の方々から多大なご支援を頂いている電気通信大学基金を原資とし、学生の海外派遣の機会を拡充することにより、本学における国際交流活動の推進を図ることを目的としています。

1. 申請

1-1 派遣種別

- (1) 交換留学：国際交流協定校等への海外派遣助成
- (2) 研究留学：研究室交流による海外派遣助成
- (3) 国際インターンシップ：国際インターンシップ等への海外派遣助成

1-2 助成対象者

- ・ 交換留学：国際交流協定校等へ派遣される学生
 - ・ 研究留学：研究室に所属している学域4年生及び大学院生
 - ・ 国際インターンシップ：キャリア教育部会インターンシップ推進室が準備指導を行う学生
- ※休学中の海外派遣については、本助成の対象外となります。

1-3 応募資格

上記1-2の助成対象者で、下記条件をすべて満たす者

- (1) 2026年4月1日～2027年3月31日までの間に、派遣先において留学プログラムを開始し、かつ、プログラム期間が31日以上1年未満であること。なお、国際インターンシップについては、プログラム期間が8日以上であること。
- (2) 申請学生が、JASSO海外留学支援制度（協定派遣）の規定額以上の他の留学奨学金を受給していないこと。
- (3) 指導教員、国際教育センター、インターンシップ推進室の本学教員が承認した海外渡航であること。

1-4 申請者

申請は学生本人ではなく、各プログラムの推薦責任者である以下の本学教員が行ってください。

- ・ 交換留学：国際教育センター長
- ・ 研究留学：主任指導教員
- ・ 国際インターンシップ：キャリア教育部会インターンシップ推進室キャリア部会長

※同一申請者が、複数の助成対象者を申請する場合は、推薦順位を付してください。

1-5 申請方法

申請書に必要事項を記入の上、データファイルをメール添付にて提出してください。

申請期限

2026年4月1日～9月30日に留学プログラムを開始 2026年7月24日（金）

2026年10月1日～2027年3月31日に留学プログラムを開始 2027年1月8日（金）

※1 助成申請が予算の上限に達し次第、申請受付を終了します。

※2 渡航日ではなく、派遣先においてプログラムや実際の活動が開始される日とします。

※1 申請書の様式は、以下よりダウンロードが可能です。

<https://www.fedu.uec.ac.jp/studyabroad/scholarship/post-20220601-02.html>

1-6 提出書類

[申請時]

(1) 申請書（様式1）

(2) 以下が記載されている受入許可書類

- ・受入先機関名
- ・派遣学生の氏名
- ・受入先でのプログラム・インターンシップ・研究等の活動開始日及び終了日

提出先	国際課国際企画係 exchange[at]office.uec.ac.jp ([at]を@に変えて送信)
メール件名	2026 UEC 基金海外派遣助成申請書（申請教員氏名）

[採択後] 採択後の必要書類については、国際課より対象学生へ個別に連絡いたします。

[帰国後] 帰国後2週間以内に、以下の書類を上記の提出先へメール提出してください。

1. 参加報告書（様式2）
2. 活動写真

2. 選考

2-1 書類選考

原則として書類選考としますが、必要に応じて、追加書類やヒアリング等を求めることがあります。また、申請書類に虚偽の記載があった場合、助成金の返還を求めることがあります。

2-2 他の留学奨学金との併給

併給不可： ラボ・ビジット奨学金（学会参加費含む）、JASSO 協定派遣奨学金、トビタテ！留学 JAPAN

併給可能： その他の留学奨学金（ただし、本助成金と当該奨学金の合計月額が、JASSO 規定額以下となる場合のみ併給可能）。

修学援助目的の奨学金： 経済的理由による学生の修学援助を目的とする奨学金との併給については、金額にかかわらず本助成金との併給が可能です。

※申請者多数の場合は、他の留学奨学金の受給状況を加味して選考することがあります

※申請者多数の場合は、他の留学奨学金の受給を加味して選考することがあります。

2-3 選考及び結果通知

電気通信大学学生等海外派遣事業実施委員会で採否を決定し、申請者へ通知します。

なお、予算の上限により、申請件数によっては不採択となる場合があります。

※何らかの事情により渡航期間を短縮、もしくは渡航を中止した場合は、変更後の日程で算出した額の支給や、支給の取消または返納となる場合があることをご留意ください。

3. 助成金

3-1 助成金支給額

1ヶ月の支給額は、JASSO で規定する地域区分の変更にに基づき、以下の通り支給します。

※1ヶ月の支給額は JASSO で規定する地域区分の 2/3 相当

地域区分	2026 年度支給月額	参考：2025 年度支給月額 (旧地域区分表記)
A 地区	10 万円	指定都市：10 万円
B 地区	9 万円	甲：9 万円
C 地区	7 万円	乙：7 万円
D 地区	6 万円	丙：6 万円

- ・ 支給対象期間は、受入許可証等に記載された留学またはインターンシップに関する全留学プログラム期間とします (1ヶ月単位)。なお、月数については JASSO 協定派遣の支給月数 (回数) の考え方に準じます。
- ・ 8 日以上 31 日以内のプログラム期間 (国際インターンシップ) については1ヶ月分の助成金を支給します。

3-2 助成金の支給方法

原則として当該年度分を一括にて、助成対象者の銀行口座へ支給します。なお、次年度分については、帰国後の支給となります。

4. 学資支援基金による渡航支援金の支給について (該当者のみ・申請不要)

本助成採択者 及び JASSO 協定派遣受給対象者のうち、修学において経済的な支援を必要とする者を対象に、一定の条件を満たす学生に渡航支援金を別途支給します。

4-1 支給対象者

本助成採択学生、JASSO 協定派遣支給対象学生のうち、修学において経済的な支援を必要とする者

4-2 支給要件

- (1) 助成対象者が、2026 年度前期（後期）の授業料免除申請を行い、全額・半額を問わず免除の対象であること。（多子世帯も含む）
- (2) JASSO 協定派遣において、一定の家計基準を満たす者に支給される渡航支援金受給者は対象外とします。

4-3 支給対象者の決定・通知

支給対象者は、授業料免除申請を元に自動的に決定するため、本支援金への申請手続きは不要です。支給決定の通知は、前期は 8 月頃(後期は 1 月頃)支給決定者のみに通知します。

※本助成の辞退により助成金が支給されない場合、本支援金も辞退の扱いとなり支給しないこととします。

- ・ 支給額：一律 16 万円
- ・ 支給方法：助成対象者の銀行口座へ振り込み

5. 海外渡航にかかる手続き（保険および危機管理サービスへの加入）

本学における派遣留学プログラム対象学生に対し、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（EAJ）の派遣留学生危機管理サービス（OSSMA）の加入を義務付けています。本助成に採択された場合は、海外旅行保険および OSSMA への加入が原則必須となりますので予めご了承ください。なお、保険料および加入にかかる料金は渡航者の自己負担となります。

- ・ OSSMA（学内専用）：[海外旅行保険と危機管理サービス \(uec.ac.jp\)](http://uec.ac.jp)
- ・ 海外旅行保険（学内専用）：[海外旅行保険\(学研災付帯海外留学保険\) \(uec.ac.jp\)](http://uec.ac.jp)

6. その他

6-1 本助成事業について

本事業は、電気通信大学基金への多大なご支援により成り立つ事業となります。ご寄附者へ感謝するとともに、本助成は本学の学生への期待と激励と受け止め、海外渡航に役立ててください。

6-2 電気通信大学基金への協力について

参加報告書は、本学の学内のページに掲載します。また、ご寄附者へのメッセージとして、電気通信大学基金 Web サイトへの掲載等で、参加報告を使用する場合がありますので、予めご了承ください。

- ・ [学生から感謝の声 | 電気通信大学 \(UEC\) 基金](#)

6-3 問い合わせ

本助成に関する内容：国際課国際企画係 exchange[at]office.uec.ac.jp

※送信の際には [at] 部分を@に変えてお送りください。